

①

CECI 全校統一規約

第1条 (名称)

本スクールは株式会社 ミツエイと称します。また、スクールの名称は、「CECI 八幡校」です。なお、本部事務所は「CECI 清水校」に設置します。

第2条 (目的)

本スクールの目的は、教育的配慮のもと、英会話講師(ネイティブ・日本人)による一貫した英会話指導を行い、英会話を楽しむ学び、正しい理解を深めることとします。プリスクール(英語認可外保育園)およびトルプリスクール生徒については、英会話指導と同時に児童の心身の健康づくり、健全な心身の育成を図ることを目的とします。

第3条 (入会資格)

- (1) 入会申込書提出後、入会を確定する為に、所定の期限内(7日以内)に入会金、初回教材費、初月お月謝のお支払いが完了した者を生徒とします。
※納入済みの入会金・初回教材費(内金も含む)のご返金はできません。
※入会手続き完了後は『入会者』とみなされ、登園初日を含むそれ以降の登園キャンセルの申し出があった場合、退会お手続きが必要となります。そのためお月謝のご返金はできません。
- (2) 本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同し、規約に同意したものとします。また、キャンペーン利用によるご入会の場合は、キャンペーンごとに別途入会時の規約がありますので、必ずご入会時にご確認ください。
- (3) 本スクールに入会した者は、スクールからの重要なお知らせを提供させていただくため、必ずお持ちの「LINE®」アカウントから CECI アカウントを友だち登録していただくものとします。登録の際は、必ず『スクール名・生徒様のお名前(ひらがな)・コース名』をテスト送信してください。写真販売の展示室コード・英検のお申込み・イベントの出欠管理・その他必要な情報の発信に利用させていただいていますので、必ずご登録をお願い致します。
- (4) 初回の登園・登校・レッスン日までに面談、必要書類の提出を終えるものとします。
- (5) 食べ物や何らかのアレルギーがあるお子様の場合や特別なケア(身体的・知的または精神的障害をお持ちの場合等)が必要な方は必ず事前にご申告お願い致します。アレルギーをお持ちの方は病院の診断書をご提出ください。またご入園後新たにアレルギーが発覚した場合にも病院の診断書が必要となります。身体的・知的または精神障害をお持ちの方は特別なケアが必要となりますので追加料金を頂きます。状況によっては病院の診断書をお願いすることもあります。診断書の結果によりご入会をお断りする場合がございます。また、ご入会后にスクールの判断で退会をお願いすることがあります。予めご了承ください。また、入園前の健康診断の費用はご負担いただきます。

第4条 (対象者の健康診断)

本スクールは、認可外保育施設として北九州市管轄の「子ども家庭局子ども家庭部保育課」の指導により、プリスクール・トルプリスクールの0歳児～5歳児の園児は入所前に「4カ月以内の健康診断結果」を提出することおよび、年2回本スクール内で実施します嘱託医による健康診断の受診をしなければなりません。本スクール内で実施します健康診断に、風邪などのやむを得ない事情で欠席された場合、別日にスタッフが嘱託医にお連れして受診を行います。但し、その際は別途送迎料金をいただくこととなりますのでご了承ください。

第5条 (登園・登校・レッスン開講日)

- (1) 本スクールの生徒は CECI 年間スケジュールに基づいて、コースごとに定められた曜日・時間の中でレッスンを受けるものとします。毎年度、週1回でご契約された方が受けられるレッスン回数を統一できるよう、毎年、年間スケジュールを調整しております。但し、必ずしも毎月、同じ回数のレッスンがあるとは限りません。なお、年度途中の入会生徒に関しても、年間スケジュールに基づいたレッスン回数となります。よって、祝日や本スクールが定めた休校日におけるレッスンのお休みについては、振替できるものとは致しませんのでご理解・ご了承ください。
- (2) 各コースのレッスン開講について、曜日・時間帯によっては各スクールにおいて規定の生徒人数に満たない場合は開講をしない、もしくは規定人数を満たすまで休講することがあります。
- (3) 年間スケジュールのイベント・レッスンの内容・担当する講師は変更する可能性があります。

第6条 (一時登園・登校停止)

本スクールでは、学校保健安全法施行規則に基づき、37.5度を超える発熱(未就園児に限る)や感染症・伝染病等にかかったときの状況の場合、一時登園・登校停止とさせていただきます。詳細については、別紙の【学校感染症の取り扱いについて】をご確認ください。1週間以内の再登園・登校には、医療機関からの登園・登校許可証の提出が必要な場合がございます。感染症や伝染病による登園・登校停止となった場合のお休みの振替は、CECI 全校統一規約に基づいた範囲内である場合のみ可能となります。

第7条 (登園・登校および降園・下校時間)

- (1) 登園・登校および降園・下校の送り迎えは基本的に時間丁度にお願い致します。なお、契約開始時間より15分以上早くお越しの場合、およびお迎えの時間を15分以上超えた場合は、別途延長料金が発生しますのでご注意ください(本スクール規定による料金)。
- (2) 本来のお迎え時間より早くお越しになる場合は、予めお電話にて必ずご連絡ください。
- (3) スクール前や、スクールの施設近辺での長時間の談話は、他のスクール生徒や施設利用者の方々へのご迷惑になりますので、送り迎え後は速やかにスクール前やスクールの施設から退去していただきますようお願いいたします。また、お迎え後のお子さまの事故、怪我については一切責任を負いかねますので予めご了承ください。
- (4) 遅刻や欠席をされる場合は、登園時間の10分前までに各校に直接ご連絡下さい。

第8条 (指導内容)

本スクールは、各コースおよびレベルに応じた指導要項及び細目を本部事務所にて設定します。指導要項および細目に基づく具体的指導方法は、毎月ご登録先のLINE®アカウントにご送信させていただきますカリキュラムにてご確認ください。また、プライベートレッスン生においては、要望する内容をヒアリングさせていただいた上で決定することとします。

第9条 (制服の着用の徹底)

【プリスクール・リトルプリスクール・ハッピークラブ】コースをご契約の生徒は、安全確保のために必ず CECI 制服(夏または冬服の上下・ジャケット・帽子)の着用の徹底をお願いいたします。お忘れになった場合は1着1回100円にて貸し出しますので、ご登園時にスタッフへお申し付けください。何らかの理由で着用が難しい場合は必ず登園バッグの中に制服を入れて登園してください。また、スペシャルコース用のカラーTシャツの通常レッスンでの着用は禁止といたします。

第10条 (振替)

- (1) 振替は、基本的に病気等による急でやむを得ない時のみにに限ります。従って、前倒しの振替はお受けできません。振替には出来るだけ対応致しますが、定員やイベント期間中等の理由によってはお断わりせざるをえない場合もありますのでご了承下さい。
振替のキャンセルまたは変更のご連絡がレッスン開始前までになかった場合、キャンセルとなり再振替はお受けできませんのでご注意ください。
- (2) 生徒様の登園・登校の頻度によって、振替の上限回数が異なります。
 - ・週1回の場合→月2回まで
 - ・週2回以上の場合→月3回まで振替はレッスンを契約していない日または時間を指定いただき、振替期限は、翌月まで有効です。プライベートレッスンは3ヵ月以内に振替をしていただきます。感染症等を含む風邪のお休みにおいても同様の上限となりますので、ご理解・ご了承下さい。
- (3) 台風、大雨、降雪等の悪天候時警報が出た場合や、地震・火災等災害時、インフルエンザや新型コロナウイルス等による集団伝染性疾病発生時の場合で、生徒及び保護者様、スタッフの安全確保のため市役所の判断または公共交通機関の状況によっては臨時休校とさせていただきます。その際、レッスンの振替をすることは出来ませんが、延長およびお弁当・スナックの振替は出来ません(原則、月謝の返金も行いません)。ご理解・ご了承下さい。
- (4) ハッピークラブ生徒について、AMまたはPMコースのご契約で1日を通して振替することが可能です。(ただし、PM契約を同じ日の午前に振り替えることは前倒しになる為不可)10:00~18:00までのお預かりとなりますので、必ずお弁当およびスナックをお持ちください(スナックをお忘れになった場合、本スクール規定の料金によりスナックは購入可能です)。
- (5) 振替システムは可能な限り継続させていただきますが、今後一部のコースや曜日において在籍人数の増加により定員に至った場合、やむを得ず中止させていただきます場合がございます。

第11条 (お昼寝)

万が一、お預かり時間にお子様にお昼寝をさせることをご希望されない場合は、予めお申し付けください。

第12条 (登園・降園時間および延長)

- (1) 登園およびお迎えは基本的にそれぞれ定められた時間丁度にお願い致します。コース開始時間より15分以上早く来られた場合もしくはそれ以前のお預かりが必要な場合は所定の託児料金が発生します。また、お迎えの時間を15分以上超えた場合は、延長料金が発生しますのでご注意ください。(本スクール規定による料金)
- (2) 【リトルプリスクールの生徒対象】単発で9:30以前(8:30~9:30の時間帯のみ可能)の託児が必要となった場合は、あらかじめ3日前までに各スクールマネージャーにご相談ください。但し、必ずしもご対応させていただけるとは限らないため予めご了承ください。月極での託児が必要となる場合は【第17条】に基づき、予め申し出ください。

第13条 (お弁当・スナック・遠足)

- (1) お弁当、スナックのご注文は1ヶ月単位でのみ承ります。お休みされた場合、注文された日の分はキャンセルとなり、振替えることができません。なお、代金の返金は出来ませんのでご了承ください。
- (2) 【ハッピークラブコース生徒対象】14:00以降のご利用(PMコース・延長等)となる場合は必ずスナックをお持ちください。お忘れになった場合または、急な延長によりスナックをお持ちできなかった場合、本スクールよりお子様に与えますので、一度こちらからご連絡をさせていただいた上、ご購入をお願いさせていただきます。
- (3) 遠足は年齢、発育状況によって参加できない場合があります。

第14条 (団体傷害保険)

本スクールの生徒については、学校契約団体傷害保険として、三井住友海上火災保険株式会社規定の下記範囲内で偶発的な事故により傷害を被った際に保険金を補償するものとします。詳細については、別途「傷害保険加入のお知らせ」をご確認ください。

〈補償額〉 死亡・後遺障害 5,000,000円、入院保険金日額 3,000円、通院保険金日額 2,000円

第15条 (写真の使用および販売・管理責任)

- (1) 登園・登校中に撮影したお子様のお写真等をチラシ、パンフレット、HP、SNS等で使用させて頂く場合があります。登園・登校中および退会後に使用することがありますのでご希望されない場合は、申込時又は退会時に予めご申告下さい。
- (2) Facebook および Instagram ではそれぞれ別の写真・動画を営業日にアップロードしておりますので、各スクールの毎日の様子をご覧いただくことが可能となっております。但し、必ずしもお子様が毎日掲載されるとは限りませんのでご了承ください。
- (3) 定期的に全生徒を対象にレッスン等の様子などを撮影したお写真を販売いたします。セキュリティは万全にして販売いたしますが、保護者様は全スクールの全生徒様のお写真を見ることが可能です。各自認識の範囲内での使用をいただき、他のお子様の写真を勝手にSNS等で使用することのないようお願い致します。他の方が勝手に使用されていたことを認知された場合、本スクールは責任を負いませんので当事者間でご解決ください。
- (4) お子様の持ち物等の紛失、破損に関して、本スクールは一切責任を負いませんので、予めご了承ください。
- (5) スクールの備品、建物を傷つけたり壊したりしてはなりません。万が一傷つけたり壊したりした場合は、その賠償の責を負うものとします。
- (6) 本スクール内外及び、駐車場で発生した事故、盗難やトラブルについては、本スクールは一切の責任を負いません。ただし、本スクールにおいて定めたレッスン時間内で本スクールの責任と認められる事故・怪我については、本スクールが加入している保険金内で補償し、それ以上の責任は負わないものとします。また、各スクールの駐車場をご利用の際は、他店への買い物や、公園で遊ぶためなどの理由として長時間の駐車はご遠慮ください。

第16条 (届出事項の変更)

生徒および保護者様の氏名・住所・連絡先・Eメールアドレス、LINE@アカウント等、登録情報に変更が生じた場合は、変更後速やかに「変更届」をご記入の上、各校にてご提出後、手続きを行ってください。

第17条 (契約内容の変更および転校)

- (1) 登園・登校・レッスンの回数や曜日、習い事(月極契約の場合)、送迎、月極延長、ランチ等、全てにおけるご変更は 1カ月単位での変更となり、前月の10日までに「変更届」をご記入の上、各校にて直接手続きを行ってください。メールや Fax 及び郵送等での変更の受付はできません。(例:9/1 から変更したい場合、8/10 までに届出が必要です)。但し、10日 が非営業日である場合、その前営業日営業時間内までとします。なお、全ての変更に対して 変更料(500円)が発生します。変更料は変更する毎に発生するため変更のない月には発生いたしません。
- (2) お引越し等による CECI の他スクールへ転校をご希望の場合は、前月の10日までに「転校届」をご記入の上、各校(転校前)にて直接手続きを行ってください。メールや Fax 及び郵送等での変更の受付はできません。
- (3) コース変更の際は、新たにお申込み用紙のご記入が必要となります。その際は必ずご変更されるコースの規約をご確認下さい。またコース変更の際は変更されるコースの初回教材費をいただくこととなり、変更料は発生いたしません。ただし、通常の対象年齢より早いコース変更を希望される場合は、変更されるコースの初回教材費および変更料が発生いたします。スクールの状況やコースの定員の状況などの理由から、変更届の受理をしかねる場合がございます。

【コース変更時の初回費用について】

- ① プリスクールロング・ショート/リトルプリスクール間の変更 : 変更料のみお支払い
 - ② 未就学児のコース→就学児コース:1年以内の場合; 変更料のみお支払い/1年以上経過後の場合; 教材費全額のお支払い
(例 1: プリスクールロング・ショート/リトルプリスクール→ハッピーキッズ/キッズ)
(例 2: ちびっこ→キッズ)
(例 3: ハッピークラブ(小学生含む)→ハッピーキッズ/キッズ)
 - ③ (上記コース以外の場合)教材費の高いコース→安いコースへの変更: 変更料のみのお支払い
(例 1: プリスクールロング・ショート/リトルプリスクール→ハッピークラブ)
(例 1: ハッピークラブ→ちびっこ)
 - ④ (上記コース以外の場合)教材費の安いコース→高いコースへの変更: 教材費差額のお支払い
(例 1: ハッピークラブ→プリスクールロング・ショート/リトルプリスクール)
(例 2: ちびっこ/キッズ→ハッピークラブ/ハッピーキッズ)
 - ⑤ プライベートレッスンへのご変更・追加: 初回教材費のお支払い
- (4) 退会目的で月謝が変動する契約内容の変更はできません。また同月内での「変更届」と「退会届」の申請はできません。
(例:9月ハッピークラブ→10月ちびっこに変更→10月末退会 NG)

第18条 (休会)

- (1) 休会を希望される場合、休会する月の前月の10日までに「休会届」をご記入の上、各校にて直接お手続きを行ってください。(メールや Fax 及び郵送等での退会の受付はできません。)休会には、お席代として1ヶ月毎に定められた休会費(プリスクール・リトルプリスクール・ハッピークラブ:4,000円、ハッピーキッズ:3,000円、ショートコース・プライベートレッスン:2,000円)が発生します。また、10日 が非営業日である場合、その前営業日営業時間内までを期限とします。休会手続きにおいて変更料は不要です。但し、休会からの復帰の際に、休会前の契約内容と変更がある場合は、変更料が発生します。
- (2) 休会月もしくは休会月の翌月に退会をすることはできません。(例:9月通常通り登校→10月休会→10月末退会 NG)
- (3) 休会期間中に振替の登園・登校の受付はできません。休会月になる前に消化をしてください。
- (4) 休会は最長3ヵ月間とし、各年度において最大2回までと制限します。
- (5) 原則、何らかのキャンペーンをご利用の上ご入会された場合、ご入会月から4ヵ月間は休会ができません。

第19条 (退会)

- (1) 退会を希望される場合、最終登園月の前月の10日までに「退会届」をご記入の上、各校にて直接お手続きを行ってください。(メールや Fax 及び郵送等での退会の受付はできません。)教材の準備を2ヵ月前より行っている理由により、退会申し出の期限を超えた場合は、退会月が予定の1ヶ月先になりますのでご注意ください。但し、10日 が非営業日である場合、前営業日営業時間内までとします。
(例:8月末(8/31)に退会をご希望の場合、7/10 までに届出が必要です。それ以降での届出の場合、9月末(9/30)までとなり9月分のお月謝も発生いたします。)

- (2) 退会手続き完了後の退会翌月に振替の登園・登校の受付はできません。退会する月末までに消化をしてください。
- (3) 同月内での「退会届」と「変更届」の申請はできません。
- (4) 退会手続き完了後は『退会者』とみなされ、再入会時には入会金・初回教材費のお支払いが必要となります。
- (5) 原則、何らかのキャンペーンをご利用の上ご入会された場合、ご入会月から4ヵ月間は退会ができません。
- (6) 本スクール・スタッフに対して、その自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫するなどして、本スクールやスタッフに対して義務のないことを行わせ、またはその権利の行使を妨害し、或いは本スクール・スタッフに関して虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、信用を毀損したりその業務を妨害した場合は退園扱いにさせていただきます。

第20条 (月謝)

- (1) お月謝は前払い引き落とし制となっております(お振込みによるお支払いは原則認めません)。初回教材費および初回お月謝は現金で承ります。2ヵ月目より毎月1日(土日祝日は翌営業日)に自動的に設定されたお口座より引き落としされます。前日までにご入金のご確認をお願いいたします。また、銀行引落とし手数料 160 円は各自負担とさせていただきます。また、場合によってはお振替日を変更する場合があります。その場合、事前に通知致します。
- (2) 万が一、残高不足等によりご入金のご確認ができなかった場合、次の登園・登校日までにお月謝を現金により各校へお持ちください。その際、事務手数料として 500 円が発生しますので、ご理解・ご了承ください。お支払いが確認できずに滞納が2ヵ月以上続いた場合は、ご自宅にご案内を送付またはご勤務先にお電話させていただくことがございます。
- (3) 欠席などの如何なる理由においても、お月謝の返金はできません。
- (4) 休会手続き又は退会手続きを終えるまでは登園をされていない場合でもお月謝が発生致します。

第21条 (英検)

本スクールは各年度に1回、日本英語検定協会の「英検(実用英語技能検定)」と「英検 Jr.」を実施致します。開催時にはLINEにてお申込みのご案内をお送りします。本スクールにて開催しない「英検(実用英語技能検定)」と「英検 Jr.」に関してはこちらからのご案内は致しません。

第22条 (割引)

- (1) 本スクールには【プライベート】コース以外のご契約において、兄弟(姉妹)割引があります。但し、期間限定のキャンペーン等の割引が適用されている月に併用することはできません。
- (2) キャンペーンを適用して入会し場合は別途条件付となります。詳細は申込時の申込書に記載しておりますのでご確認ください。

第23条 (月謝の改正)

本スクールは、お月謝の改正を行う場合があります。お月謝を改正する場合は、決まり次第直ちに各自に改正される月謝(料金表)および適用開始時期の通知をすることとし、コース変更等によるお月謝の金額が変わる変更がある場合において、改正後の料金を適用いたします。

第24条 (個人情報の取り扱い)

本スクールが取得したお客様の個人情報(入会申込書、幼児表等の記載事項、商品の購買履歴等)は、当社の「個人情報取扱規程」に基づき、適切にお取り扱いいたします。

お客様の個人情報は当社にて、以下の目的の範囲内でのみ利用いたします。

SNS、チラシ等における写真の利用

商品情報やサービス情報その他の営業案内又は情報提供をするため

個人情報を統計的に集計・分析し、統計データを作成するため

緊急事故対応及びサポートに備えるためののみ、当申込書記載内容及び傷害保険等の契約内容を当社と提携する保険会社に開示することがあります。

本スクールは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲内において個人情報の管理の全部又は一部を外部業者に委託することがあります。

第25条 (本スクールの営業秘密)

本スクールの教材・生徒に対するレッスン内容・スタッフ等に対するレッスン方法の指導は、本スクールが、秘密として管理し、事業活動のうえで、有用な情報であり、公開していない情報であることを、本スクールと契約者は相互に確認します。

契約者は、本スクールの営業秘密について、直接またはスタッフ等を介して、この情報を取得することはできません。

契約者が、本スクールの営業秘密について、これを直接またはスタッフ等を介して取得し、本スクールの営業秘密を公開し、または、自ら利用するなどした場合は、本スクールは、契約者に対して、本スクールの損害を請求することができるものとし、ます。

第26条 (規約の改正)

本スクールは、本スクールの運営上改正の必要性があり、また、改正することで本スクールの生徒や契約者に対し、重大な不利益を及ぼさない場合、本規約を改正することができるものとします。この場合、契約者は、改正後の本規約が、本スクールと契約者との間の利用契約となることに予め同意するものとします。

第27条 (規約の発効)

本規約は 2022年4月1日より発効します。

※スクール、レッスンに関するご意見、質問等ございましたら ceci@ceci.jp までご連絡下さい。